

令和8年度第1回北栄町社会教育委員会兼北栄町公民館運営審議会

日時 令和8年5月27日（水）
午前10時00分～11時30分
場所 大栄農村環境改善センター
2階 大会議室

日 程

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 定足数の確認
- 4 自己紹介
- 5 議事録署名委員の指名（2人）
・委員長 _____ ・ _____
- 6 報告事項
 - （1）社会教育委員・公民館運営審議会委員の役割、年間スケジュールについて
…（P.2～5）
 - （2）社会教育事業計画について（資料別冊）
 - （3）その他
- 7 協議事項
 - （1）今年度の社会教育事業への関わりについて
 - （2）その他
- 8 その他
・ワークショップ
- 9 閉 会

北栄町社会教育委員兼北栄町公民館運営審議会委員

委員名簿

番号	氏 名	所 属 等	構 成 等
1	小田 信之	北条小学校代表	学校教育関係者
2	妙泉 直子	大栄中学校代表	
3	田中 陽子	大栄小学校PTA代表	社会教育関係者
4	鯛天 真由美	北条中学校PTA代表	
5	安田 千秋	町婦人会代表	
6	大口 吉雄	自治会長会代表	
7	別本 勝美	文化団体代表	
8	三村 章雄	青少年育成関係者	家庭教育の向上に資する活動を行う者
9	吉田 由香里		家庭教育関係者
10	清水 武		学識経験者
11	玉木 純一		
12	中尾 有香里		

任 期 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

<事務局出席者>

番号	氏 名	職 名	所 属 等	備 考
1	笠見 隆志	教育長	教育委員会	
2	渡辺 健二	課長	生涯学習課	
3	福庭 克展	室長	生涯学習課 文化・スポーツ推進室	
4	福田 香織	室長	生涯学習課 人権教育推進室	
5	松尾 大介	館長	中央公民館	
6	杉川 あゆみ	館長	図書館	
7	吉田 千成	館長	北栄人権文化センター (ほくほくプラザ)	
8	福田 愛治	理事長	(特非)まちづくりネット	中央公民館 大栄分館
9	荒川 辰也	事務局長	(一財)北栄スポーツクラブ	
10	吹野 瑛司	主事	生涯学習課 文化・スポーツ推進室	

社会教育委員・公民館運営審議会委員の役割、 年間スケジュールについて

社会教育委員

文部科学省のホームページによると…

社会教育委員は、「社会教育法」に規定され、社会教育に関する計画の立案や調査研究を行うなどによって、社会教育に関して教育委員会に助言をする役割を果たしています。社会教育委員は、学校教育関係者や社会教育関係者、学識経験者、家庭教育の向上に資する活動を行う方々に委嘱され、地域において社会教育に優れた知見を有する人々の知識を社会教育行政に反映させていくことが期待されています。

社会教育委員は、社会教育に関するアドバイスをする役割と位置づけています。

役割（職務内容） ※詳しくは、「社会教育委員の手引き」をご覧ください

①社会教育に関する諸計画の企画立案

地域と行政のパイプ役でもあり、家庭・学校・地域をつなぐパイプ役でもあります。町民の方たちの声や思いを聴き、その声や自分の考えを伝えることで、町民のニーズに沿った計画ができるよう積極的に関わっていただくことが期待されています。（社会教育事業計画など）

②教育委員会への答申・意見を述べること

教育委員会で扱われる事案の中で、社会教育事業として協議が必要だと判断された際に、社会教育委員会に対して諮問されます。それに対して答申します。

また、それとは別に教育委員会に対して意見を述べることもできます。



③上記①②のために必要な研究調査

④青少年教育に関する助言・指導

そのために… ※社会教育委員の手引きより

其の一 地域の実情に詳しくなりましょう。

其の二 地域の施設や社会教育事業を見て、住民の声に耳を傾けましょう。

其の三 地域づくり・まちづくりの活動、NPOやボランティア団体の活動に参加してみましょう。

其の四 研修会に参加して、ネットワークを広げましょう。

其の五 社会教育委員同士で、情報交換をしましょう。

其の六 他の委員と協力して、地域の課題と向き合いましょう。

其の七 教育委員会の担当者と意思の疎通を図りましょう。

※出典 社会教育委員の手引 ～行動する社会教育委員を目指して～（平成 24 年 8 月 新潟県社会教育委員の会議）

公民館運営審議会委員

役割は…

- ①北栄町の公民館の管理・運営等、町全体の公民館のあり方について意見を述べること
- ②諮問に応じ答申すること
- ③必要に応じて諸計画を作成すること

任 期

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

会 議

2 時間程度の会議を年 3 回程度開催予定

報 酬

会議の出席 1 回あたり 3, 0 0 0 円（ない場合もあります）

年間スケジュール（予定）

時期	会議名	場所
5月27日	第1回北栄町社会教育委員会 兼北栄町公民館運営審議会	大栄農村環境 改善センター
(11月)	第2回北栄町社会教育委員会 兼北栄町公民館運営審議会	未定
(3月)	第3回北栄町社会教育委員会 兼北栄町公民館運営審議会	未定

時期	研修等	場所
6、7月 予定	鳥取県社会教育関係者のためのICT活用研修会	中部地区
7、9月 予定	子育て・家庭教育支援関係者研修会	未定
9月予定	全県社会教育関係者研修会	中部地区
10月29日 30日	第68回全国社会教育研究大会 大阪大会	大阪府堺市・大 阪市
11月19日 20日	第48回全国公民館研究集会 沖縄大会	沖縄県那覇市
11月19日 20日	第48回中国・四国地区社会教育研究大会 香川大会	香川県高松市
11月予定	鳥取県社会教育振興大会兼鳥取県社会教育 委員研修会	東部地区
12月予定	社会教育関係者研修会（中部地区） 兼中部地区生涯学習実践研究交流会 ※中部ハイスクールフォーラムの実施	北栄町

○北栄町社会教育委員に関する条例

平成17年10月1日

条例第80号

(設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条及び第18条の規定により、北栄町に北栄町社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

(職務)

第2条 委員は、社会教育に関し次の職務を行う。

- (1) 社会教育に関し諸計画を立案すること。
- (2) 北栄町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じこれに対して意見を述べ、助言すること。
- (3) 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

(定数)

第3条 委員の定数は、12人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 第1項の任期は、教育委員会の委嘱の日から起算する。

第5条 教育委員会は、必要な事項があると認めたときは、委員の任期中でもこれを解嘱することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則でこれを定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第4条の規定にかかわらず、合併後最初に委嘱する委員の任期は、平成18年3月31日までとする。

○北栄町中央公民館条例

平成17年10月 1 日

条例第81号

(趣旨)

第1条 この条例は、社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第24条の規定に基づき、北栄町が設置する中央公民館に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 中央公民館(以下「公民館」という。)の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
北栄町中央公民館	北栄町土下112番地
北栄町中央公民館大栄分館	北栄町由良宿803番地 1

(公民館運営審議会)

第3条 公民館に法第29条第1項の規定により公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから北栄町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する委員12人以内をもって組織する。
- 3 審議会は、館長の求めに応じ、公民館運営に関する意見具申及び公民館における各種の事業の企画運営の参画に当たる。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員に欠員が生じた場合は、他の適任者を委嘱することができる。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任(任期)期間とする。

(利用許可及び取消し等)

第4条 公民館を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、公民館の利用を許可せず、又は許可を取り消すことができる。

(1) 公益を害するおそれがあるとき。

(2) 営利を目的とするとき。

(3) 管理上支障があるとき。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。

(5) その他教育委員会が利用を不適當と認めたとき。

(使用料)

第5条 公民館の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、公用又は社会教育を目的とするもの及び教育委員会において特別の理由があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(利用者の義務等)

第6条 利用者は、その責めに帰することのできる理由によって公民館の設備その他の器具を滅失し、又は破損した場合は、教育委員会が定める損害額を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第7条 教育委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に基づき、教育委員会の指定を受けた者(以下「指定管理者」という。)に、北栄町中央公民館大栄分館(以下「大栄分館」という。)の管理を行わせることができるものとする。

2 前項の規定により、指定管理者に大栄分館の管理を行わせる場合の指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 法第22条に掲げる業務

- (2) 大栄分館の利用許可に関する業務
 - (3) 大栄分館の使用料の収受に関する業務
 - (4) 大栄分館の維持管理に関する業務
 - (5) その他教育委員会が特に必要と認める業務
- 3 第1項の規定により、指定管理者に管理を行わせる場合(以下「指定管理者管理の場合」という。)、第4条、第5条及び第6条中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替える。
- 4 指定管理者管理の場合、別表の使用料の額は、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとし、その使用料は指定管理者にその収入として収受させるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の北条町公民館条例(昭和62年北条町条例第3号)又は大栄町立中央公民館条例(昭和46年大栄町条例第10号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 平成18年3月31日までの利用に係る使用料については、合併前の条例及び大栄町行政財産使用条例(昭和45年大栄町条例第26号)の使用料の例によるものとする。

附 則(平成21年3月23日条例第18号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月28日条例第5号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月28日条例第10号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月20日条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(使用料及び利用料金に関する経過措置)

2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料及び利用料金について適用し、同日前の利用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

附 則(令和7年9月17日条例第24号)

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

○北栄町中央公民館条例施行規則

平成17年10月1日

教育委員会規則第18号

改正 平成21年4月1日教委規則第2号

平成23年2月25日教委規則第1号

平成23年3月30日教委規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、北栄町中央公民館条例(平成17年北栄町条例第81号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公民館運営審議会の委員長等)

第2条 公民館運営審議会(以下「審議会」という。)に委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は必要に応じて、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長が当たる。

(定足数)

第4条 会議は、委員定数の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

(議事)

第5条 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録の調製)

第6条 議事録は、公民館長が調製し、委員長及び副委員長が指名した委員が署名しなければならない。

(利用許可申請)

第7条 北栄町中央公民館(以下「公民館」という。)を利用しようとする者は、条例第4条の規定により中央公民館・大栄分館利用許可申請書(様式第1

号)を、館長に提出しなければならない。

(利用許可)

第8条 館長が公民館の利用を許可したときは、中央公民館・大栄分館利用許可書(様式第2号。以下「許可書」という。)を交付する。

(許可書の提示)

第9条 公民館の利用を許可された者(以下「利用者」という。)は、公民館の利用に際し、許可書を館長に提示し、その指示を受けなければならない。

(利用日及び利用時間)

第10条 公民館の利用日及び利用時間は、次のとおりとする。ただし、北栄町教育委員会が特に必要があると認めたときは、臨時に休館し、又は利用日若しくは利用時間を変更することができる。

(1) 利用日 1月4日から12月28日まで

(2) 利用時間 午前8時30分から午後10時まで

(読み替え)

第11条 条例第7条第1項の規定により、公民館の管理を指定管理者に行わせる場合、第7条、第8条及び第9条中「館長」とあるのは、「指定管理者」と読み替える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の北条町公民館運営規則(昭和62年北条町教育委員会規則第1号)又は大栄町立中央公民館条例施行規則(昭和46年大栄町教育委員会規則第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成21年4月1日教委規則第2号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年2月25日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月30日教委規則第3号)

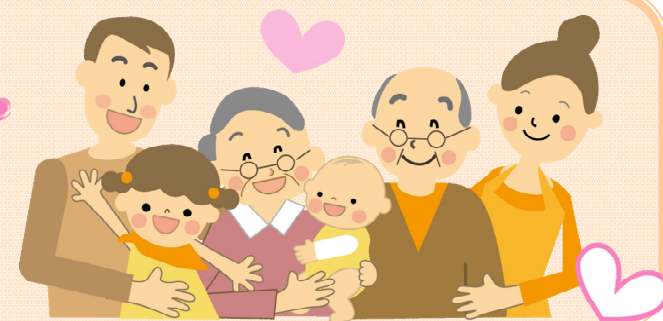
(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に作成されている用紙は、各条の規定による改正後のそれぞれの規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で使用することができる。

北栄町 家庭教育 12 か条



(4月)1 早寝早起き朝ごはん

6:30運動で規則正しい生活リズム



(5月)2 朝起きたら元気にあいさつ

あいさつではじまる人との“わ”(和・輪)

(6月)3 家族一緒に楽しく食事

心と体に栄養を



(7月)4 進んでお手伝い

育つ役立ち感と自立心

(8月)5 家族で決めよう家庭のルール

社会性を育む第一歩

(9月)6 子どもは大人の鏡

大人を見てまねて成長



(10月)7 地域の行事に参加

育つふるさとへの愛着心



(11月)8 子どもの話はじっくいと

心に育む安心と自信

(12月)9 人や物を大切に

優しさ、思いやりの源に



(1月)10 本は心の栄養

育む豊かな想像力・感性と集中力



(2月)11 子どもの遊びは自然の中で

体験で得られる生きる力

(3月)12 家庭学習でしっかり復習

身につく確かな学力



2026(令和8)年度 北栄みらい伝承館(北栄町北条歴史民俗資料館)

展覧会のご案内(予定)

(※展覧会名など記載内容を変更する場合があります。ポスターやチラシ等でご確認をお願いします。)

(2026年4月~2027年3月)

特別企画展・企画展・企画展示 (第1展示室)

【企画展】 一郷土の作家たち一

「デザイナー・池田 正晰 遺作展」

4月14日(火)~5月17日(日)

2017(平成29)年、73歳で亡くなった北栄町江北出身のデザイナー・池田正晰。

NHKの「因伯むかし話」の挿絵をはじめ、池田正晰の幅広い仕事の世界を紹介します。

▶ 因伯むかし話
「藤井寺のはじまり」挿絵
個人蔵



【企画展】 一郷土の作家たち一

「大塚 健一朗 写真展」

写真がつなく、こころの声 一北栄から世界へ

8月1日(土)~9月13日(日)

ウェディングフォトの国際的なコンテストで高い評価を受けている、北栄町出身のフォトグラファー・大塚健一朗。国際的に評価された作品とともに、「写真の可能性」をテーマに取り組んでいる近作もあわせて紹介します。

▶ 「my oath/私の誓い」
作家蔵



【企画展】 一北栄町の歴史一

「北条小学校 展」

12月5日(土)~1月24日(日)

1961(昭和36)年、下北條小学校と中北條小学校が統合して開校した北条小学校。2009(平成21)年に全面建て替えが行われ、現在に至っています。開校65年を迎える北条小学校のあゆみ等をご紹介します。

▶ 「開校当時の北条小学校」
(写真) 北条小学校蔵



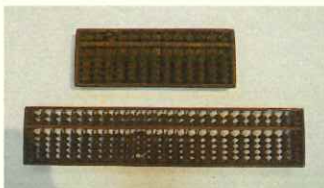
【コレクション展】 一北栄町の民俗一

「昔の生活道具」

6月2日(火)~7月20日(月・祝)

北栄みらい伝承館が所蔵する、実際に使用された生活道具などを展示紹介します。

▶ 「そろばん」
北栄みらい伝承館蔵



【特別展】 一北栄町の美術一

「生誕130年 前田 寛治 展」

10月1日(木)~11月15日(日)

北栄町国坂生まれの洋画家・前田寛治。33歳の短い生涯の中で、旺盛な活動と多くの実績を残し、近代日本洋画史にその名を刻んでいます。生誕130年を迎えるにあたり、地域で愛蔵されている作品を中心に展示紹介します。

▶ 「電巻」1920年
北栄町教育委員会蔵



【企画展】 一北栄町の人物伝一

「ことを成した五人の偉人」

梶田新蔵・岩本廉蔵・豊田太蔵・田熊常吉・斎尾義勝

2月13日(土)~3月28日(日)

砂丘地開拓を成した梶田新蔵、多方面での活躍を成した岩本廉蔵、私学「育英塾」の創設を成した豊田太蔵、苦悩の末に純国産ボイラーの発明を成した田熊常吉、戦艦「大和」の主砲の設計を成した斎尾義勝。ことを成したこの5人の業績を紹介します。



4 常設展示 5 第2展示室 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3

4月1日(水)~5月10日(日)
「河本賢治 追悼展」

5月19日(火)~7月12日(日)
「コレクション展 I」

7月22日(火)~9月6日(日)
「コレクション展 II」

9月15日(火)~11月8日(日)
「コレクション展 III」

11月17日(火)~1月17日(日)
「コレクション展 IV」

1月26日(火)~3月22日(月・祝)
「コレクション展 V」

※「コレクション展」では、当館所蔵の生田和孝の陶芸品、加藤廉兵衛の土人形、福本和夫の鼻コレクション等を展示紹介します。(会期中に一部展示替えを行う場合があります。)

■ 北栄みらい伝承館 ■ 〒689-2103 鳥取県東伯郡北栄町田井47-1 ■ TEL:0858-36-4309 ■ HP:<http://www.e-hokuei.net/2202htm>

■ 開館時間: 午前9時~午後5時(最終入館は午後4時45分) ■ 休館日: 月曜日(月曜が祝日の場合は翌日)、祝日の翌日、年末年始(12月29日~1月3日) ■ ナビ検索は「北条歴史民俗資料館」で



令和 8 年度の社会教育事業への関わりについて

1. 職務・役割について

社会教育委員会

●社会教育委員の職務(北栄町社会教育委員に関する条例第 2 条)

- (1) 社会教育に関する諸計画の立案
- (2) 北栄町教育委員会の諮問に対する意見や提言を行う
- (3) 上記に関する調査・研究

公民館運営審議会

●審議会の役割 (北栄町中央公民館条例第 3 条第 3 項)

審議会は、館長の求めに応じ、公民館運営に関する意見具申及び公民館における各種の事業の企画運営の参画に当たる。

2. 現在の活動について

(1) 定例会

【例年】

- 5 月 当該年度事業計画
- 11 月 当該年度中間報告と次年度計画案
- 3 月 当該年度実績見込みと次年度計画案

(2) 研修会

主に、「鳥取県社会教育振興大会兼公民館運営審議会」「鳥取県社会教育関係者研修会」への参加

3. これまでの課題

- ・ 会議が、主に事務局が提案した事業案を確認する会になっている。
- ・ 職務としての一部である意見を述べることはできているが、その他の部分については十分とは言えない状況にあり、委員としても達成感に欠ける。
- ・ 異動や宛職などの関係で人員が入れ替わることで、社会教育委員としての役割を認識しきれていない部分がある。

4. 今年度の社会教育事業への関わりについて (ご意見をお聞かせください)

- ・ 今までの活動について (よかった点・改善点など)
- ・ 今後の活動に期待すること、やってみたいこと